

八洲学園大学における学生の課外活動に関する要項

(目的)

第1 この要項は学生規程に基づいて学生の課外活動に関する細目を定めるものである。本学における課外教育活動を振興し、その円滑な発展に資するため、学生団体の組織の基準を定め、適正な援助を行うとともに、課外教育活動に関し学生の意向を反映させることを目的とする。

(学生団体の認定)

第2 八洲学園大学学生規程第7条に基づき設立された団体(以下「学生団体」という。)は、次の各号に該当する場合は、学生団体として認定を受けることができる。

- 一 本学の教育目的に沿うものであること。
- 二 本学の学生を組織の対象とすること。
- 三 課外活動を目的として組織すること。
- 四 計画的、かつ、日常的に運営すること。
- 五 顧問が活動についてその指導助言を行うこと。

第3 前項の認定は、学期ごとに学生団体の申請を受け、学長が学生・就転職委員会の審議に基づき行うものとする。

(認定の効果)

第4 学生団体には、本学の施設設備の使用等について、便宜を供与するものとする。

第5 学生団体には、本学の名称を冠して使用したり、学外の団体に加入したりすることについて、これを認めるものとする。

(認定の解除)

第6 学生規程第9条に基づき、学生団体が上記第2の各号に該当しなくなったときは、学長は、当該認定を解除することができる。

第7 学長は、前項の解除をしようとするときは、あらかじめ学生団体の意見を聞くものとする。

(改正)

第8 この要項の改正は、学生・就転職委員会及び教授会の議を経て行う。

(補足)

第9 この要項の実施に関する事務は、教務課学生係及び学生・就転職委員会において処理する。

附則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成21年5月20日から施行し、平成20年5月21日から適用する。